

総務委員会請願説明資料

令和2年9月29日

件名	頁
1 受理番号8 新型コロナウイルスの収束まで区立施設の使用料の半減を求める請願	2

(資産管理部)

件名	受理番号8 新型コロナウイルスの収束まで区立施設の使用料の半減を求める請願
所管部課名	資産管理部資産管理課、庁舎管理課 地域のちから推進部地域文化課、スポーツ振興課、住区推進課 産業経済部企業経営支援課 都市建設部みどりと公園推進室公園管理課 学校運営部学校施設課 子ども家庭部こども支援センターげんき支援管理課
請願の要旨	足立区立施設の使用料を新型コロナウイルスが収束するまでの期間、半額とする特別措置を講じること
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	はたの 昭彦 議員
内容及び経過	<p>現在の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設は受益者負担の原則に基づき、その維持管理等に要する費用の一部を施設使用料として、施設利用者に負担いただいている。 2 施設使用料は施設の維持・管理に係る委託料や光熱水費、維持補修費、減価償却費等から原価計算のうえ算定している（一部施設を除く）。激変緩和措置として従前使用料から±10%の範囲内での見直しを平成26年10月に実施して以降、据え置いている。 3 請願日時点において、各施設の利用人数の制限は「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」（第2版：令和2年5月29日）に基づき、屋内施設・屋外施設とも収容率の50%以内、1,000人を上限としていた。 4 同ガイドラインの改訂（第3版）により、屋内施設における大声での歓声や声援が想定される場合を除き、原則として令和2年9月19日から収容人数は収容率の100%（制限解除）とされた。なお、屋内で大声での歓声や声援が想定される場合は、収容率の50%以内の制限が継続されている。 5 本請願と同一の内容は、2020年8月17日付で以下の9団体から区に要請書が提出されている。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療財団法人健和会 ②東京土建一般労働組合足立支部 ③医療法人財団健愛会 ④株式会社福祉協同サービス ⑤一般社団法人メディックス ⑥社会福祉法人すこやか福祉会 ⑦医療法人財団健愛会訪問マッサージ千手 ⑧保健医療福祉協同組合 ⑨足立健康友の会
問題点等	